○中部地方整備局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
松阪市古井町字山ノ花六二九番一から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	ＢＡ　一二・二〇～九・五〇～一　七二・四五メートル　一八・一六六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一二・二〇～九・五〇～一　七二・四五メートル　一八・一六六キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中部地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	松阪市下蛸路町字中条七〇七番一から同市下蛸路町字里中六五九番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月八日

○四国地方整備局告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　松山広域都市計画道路事業七・七・七号松山駅北一号高架側道東線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　愛媛県松山市愛光町及び美沢一丁目地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年九月八日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　施行者の名称　愛媛県

二　都市計画事業の種類及び名称　新居浜都市計画道路事業三・四・四号西町中村線

三　事業施行期間　自平成二十九年九月八日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　愛媛県新居浜市滝の宮町、政枝町二丁目及び三丁目地内

○北海道開発局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日　北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号及び二百三十九号	留萌市塩見町二一四番三から同市春日町一丁目一番まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年九月八日

国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月六日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

懲罰委員長　大島　敦

報告書受領

九月五日内閣から次の報告書を受領した。

平成二十八年度における予算使用の状況（平成二十八年度出納整理期間を含む。）

平成二十九年度第一・四半期における予算使用の状況

平成二十九年度第一・四半期における国庫の状況

人事異動

金融庁

（検査局総務課情報・分析室長）

内閣府事務官　戸田　博之

願により本官を免ずる（八月二十七日）

中井　大輔

内閣府事務官に任命する

総務企画局総務課企画官を命ずる

兼ねて検査局総務課情報・分析室長を命ずる（八月二十八日）

法務省

（福岡区検察庁副検事）副検事　毛利　秀人

富山区検察庁副検事に配置換する（八月三十一日）

（宇部区検察庁副検事）副検事　青木　泰司

周南区検察庁副検事に配置換する

（周南区検察庁副検事）同　右田　克彦

宇部区検察庁副検事に配置換する（以上九月一日）

（福岡地方検察庁検事）検事　國井　弘樹

東京地方検察庁検事に配置換する

法務教官（法務総合研究所教官）に併任する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　山中　一弘

東京地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（千葉地方検察庁検事）同　古井　延武

福岡地方検察庁検事に配置換する

福岡地方検察庁小倉支部勤務を命ずる（以上九月四日）

国土交通省

小森　卓郎　黒瀬　敏文

小野平八郎　井口　裕之　坂本　三郎

押切　光弘　山口　靖　豊城　浩行

須藤　明夫　古川　陽　井上　誠

横山　征成　阪口　進一　中田　裕人

徳永　幸久　町田　誠　宇野　善昌

楠田　幹人　長谷川貴彦　甲川　壽浩

平松　幹朗　名倉　良雄　淡野　博久

荒川　真司　蒲生　恵介　永島　徹也

西田　幸介　大楠由美子　櫻田　直樹

飛松　智志　森山　賢二　川畑　正幸

用水　千佳　山中　英明

平成三十年不動産鑑定士試験短答式試験試験委員に任命する

任期は平成三十年六月三十日までとする（各通）

（九月六日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　岡本　岳

甲府簡易裁判所判事に補する

甲府簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　甲府簡易裁判所判事　柴田　秀

東京簡易裁判所判事に補する